

QTECの防災ラベル表示制度の特長について

先般、消防庁から以下の報道発表がありました。そのため、改めてQTECの防災ラベル表示制度をご案内します。なお、QTECの防災ラベルが付された防災品は報道発表の対象になっておりません。

報道内容：[防災品\(カーテン\)の不適正品の回収について](#)(H26.2.5)

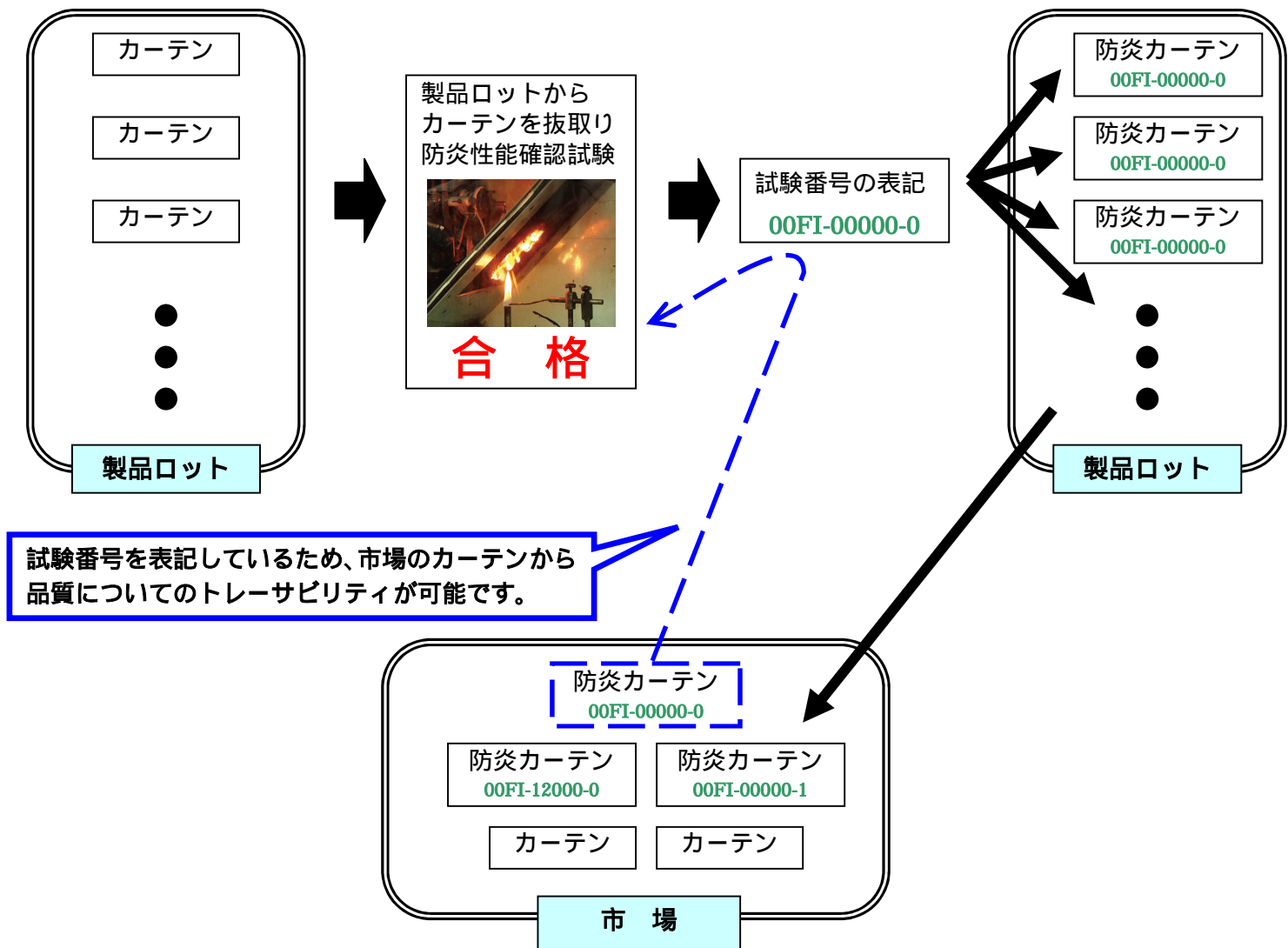
QTECは、消防庁長官から登録を受けた登録確認機関です。登録確認機関は、高層建築物等で使用されるカーテンなどの製品（防災物品）について、防災性能を確認試験すること及びカーテンなどに防災ラベルを表示する事業者の品質管理体制を調査することができます。QTECは、防災ラベルを表示する事業者がカーテンなどの製品（防災物品）の安全・安心を確保できるよう、以下の品質管理体制の構築を支援しています。

【QTECが支援する品質管理体制】

製品ロット毎に防災性能確認試験をQTECが実施します。

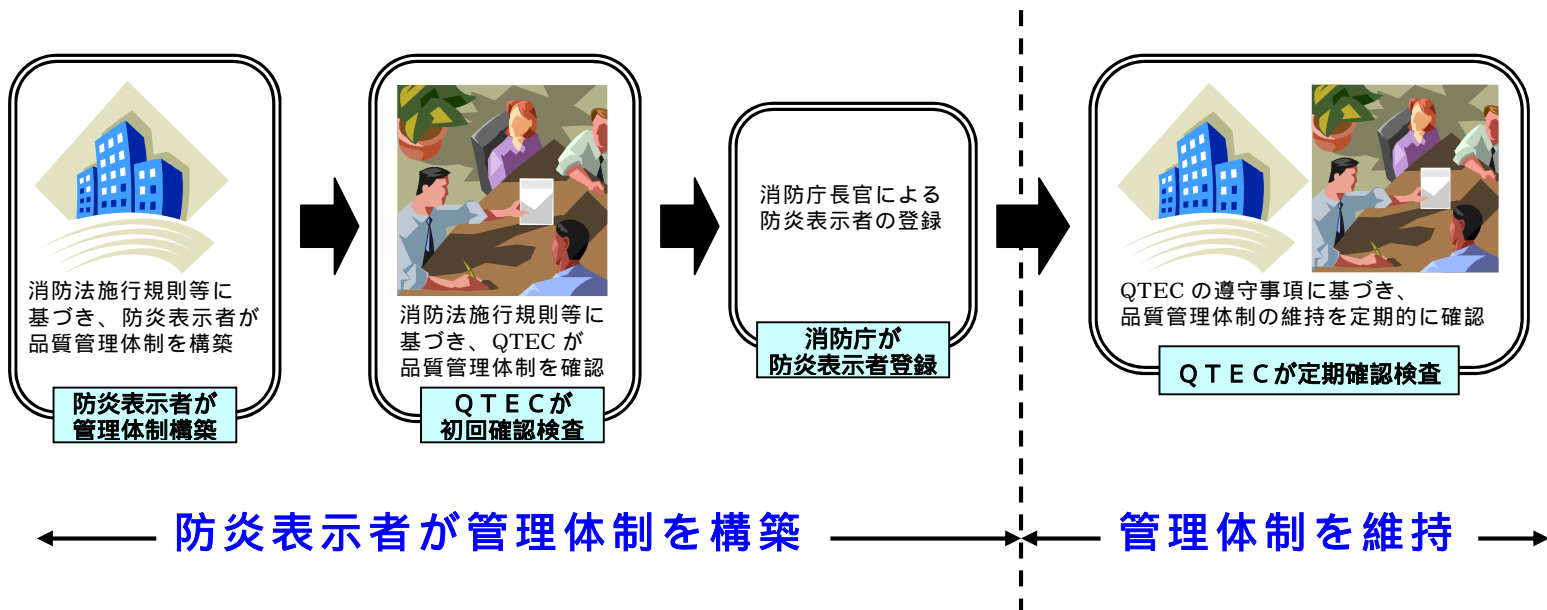
製品に表示する防災ラベル裏面にロット毎の防災性能確認試験の番号を記載します。

[目的] ロット毎の防災性能を担保し、不都合が生じた場合などに、品質についてのトレーサビリティが可能です。



防災ラベルを表示する事業者の品質管理体制を定期的にQTECが確認します。

〔目的〕 防災ラベルが防災性能を有する製品に表示される体制を担保します。

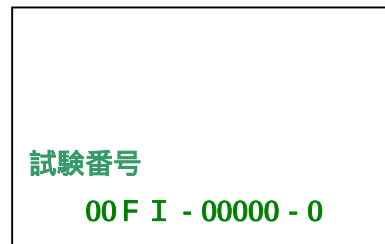


【QTECの防災ラベル】

(防災ラベル表面)



(防災ラベル裏面)



登録確認機関名に「一般財団法人日本繊維製品品質技術センター」と表記があります。
 防災ラベル裏面の試験番号は、同一ロットの製品に同一の試験番号が付与されている
 ことから、試験番号から品質についてのトレーサビリティが可能です。

問い合わせ先
一般財団法人 日本繊維製品品質技術センター 適合性評価センター 担当：水田 〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町 7-19 TEL：03-3666-5384 FAX：03-3666-5393